

ビジエネ月間調整割引契約要綱

[2026年4月1日実施]

1 目的

この「ビジエネ月間調整割引契約要綱」（以下「この要綱」といいます。）は、お客さまに夏季および冬季における使用電力量を抑制いただくことにより、当社事業の効率的な運営を図ることを目的といたします。

2 適用条件

このビジエネ月間調整割引契約（以下「この契約」といいます。）は、基本契約要綱（高圧）、基本契約要綱（東京エリア）または基本契約要綱（関西エリア）にもとづき当社と電気需給契約（以下「原契約」といいます。）を契約している原則として契約電力が500kW未満の高圧供給のお客さままで、4に定める契約期間中、使用電力量の削減およびこの要綱の対象となる契約に係る情報を当社のビジネス向けWEB会員サービスであるビジエネ（以下「ビジエネ」といいます。）へ継続登録することが可能であって、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

3 割引適用とする料金

- (1) 当社は、毎年8月分、9月分、翌年の1月分、2月分および3月分の料金のうち、割引適用の対象とする料金（以下「割引適用対象料金」といいます。）を定めるものといたします。
- (2) この契約により割引適用となる原契約の料金は、原契約のうち、あらかじめお客さまが指定した原契約で当社との協議が整ったもの（以下「評価対象契約」といいます。）ごとに、(1)に定める割引適用対象料金のうち、当社がお客さまに通知するこの契約の適用開始日の属する月の翌月以降、支払義務が発生するものといたします。
- (3) 当社は、割引適用対象料金を定めた場合は、その計量期間等の始期の前日までに、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、割引適用対象料金をお客さまにお知らせいたします。

4 契約期間

- (1) この契約の契約期間は、各評価対象契約の契約期間にかかわらず、この契約が成立した日から、当該契約成立日の属する年度の3月31日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、この契約の廃止、解約または変更について申入れを行なわない場合は、この契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

5 料金

各評価対象契約の各月の料金は、各評価対象契約によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「ビジエネ月間調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

ただし、ビジエネ月間調整割引額は、各評価対象契約によって料金として算定された金額を上回らないものといたします。

(1) ビジエネ月間調整割引額

ビジエネ月間調整割引額は、評価対象契約ごとに、次のとおり算定いたします。

$$\text{ビジエネ月間調整割引額} = (2) \text{に定める割引対象電力量} \times (4) \text{に定める電力量割引単価}$$

(2) 割引対象電力量

割引対象電力量は、評価対象契約ごとに、次のとおり算定いたします。

ただし、割引対象電力量が(3)によって算定された最低割引対象電力量以上とならない場合、当該月においてまったく電気を使用しない場合、当該月の前年同月分の使用電力量を当社において確認できない場合、および当該月の間に供給を休止、もしくは停止または契約が消滅する場合、割引対象電力量は零といたします。

$$\text{割引対象電力量} = \text{評価対象契約の当該月の前年同月分の使用電力量} - \text{評価対象契約の当該月の使用電力量}$$

(3) 最低割引対象電力量

最低割引対象電力量は、評価対象契約ごとに、次のとおり算定いたします。

$$\text{最低割引対象電力量} = \text{評価対象契約の当該月の前年同月分の使用電力量} \times 3\%$$

(4) 電力量割引単価

電力量割引単価は、以下のとおりといたします。

電力量割引単価 (1キロワット時につき)	5円00銭
-------------------------	-------

6 要綱の変更または廃止

- (1) 当社は、法令、ガイドラインもしくは託送供給等約款等の変更、電気の安定的な供給その他の事情により、この要綱を変更または廃止する場合があります。
- (2) (1)による変更の場合、変更後の要綱は、変更前よりご契約いただいているお客さまに対しても適用するものといたします。
- (3) (1)の場合、当社は、電磁的方法その他当社が適切と認める方法により、変更または廃止の日および変更または廃止の内容をお客さまにお知らせいたします。変更の場合、変更後の要綱の内容のうち変更の内容以外については、お知らせを省略することがあります。
- (4) (1)による変更の場合、契約期間の途中であっても、契約条件は、(3)のお知らせに定める日から変更後の要綱によるものといたします。

7 その他

- (1) 当社は、ビジエネにて、割引対象電力量およびビジエネ月間調整割引額をお知らせいたします。
- (2) この要綱に定めのない事項については、原契約にかかる規定を準用するものといたします。